

仕 様 書

1 件名

土岐市立小中学校GIGAスクール端末等売払い（単価契約）

2 目的

国が提示している使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）に則り、本市（以下「甲」という。）がGIGAスクール構想の下で整備した教育用タブレット端末（iPad）等（以下、「端末」という。）を適切に処分することを目的に売払いを実施するもの。

3 業務内容

- (1) 買受人（以下「乙」という。）は、甲の教育現場で使用していた端末を回収し、次のいずれかの方法により再使用・再資源化すること。
 - ① 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定を受けた買受人の再資源化事業計画に基づく方法
 - ② 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第9条の9（広域認定制度）の認定を受けた方法
- (2) 端末に含まれるデータの消去を、「仕様書 第9項処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末ごとにデータ消去完了証明書を発行すること。

4 受注条件

- (1) 乙は、小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、岐阜県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。
- (2) 端末が情報機器である性質を踏まえ、甲が小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づくパソコン・タブレットの適正な処分実績を有しており、令和7年度の処分実績が本件処分台数を上回ること。なお、契約時に令和7年度の処分実績を示す書類を提出すること。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

6 対象物品

- (1) 端末（iPad 第7世代 Wi-fiモデル 32GB）
※5%以内の故障・破損が含まれるものとする。

- (2) 端末付属品（電源アダプタ、電源ケーブル、キーボード一体型ケース等）
※付属品については、一部端末に欠品あり。

7 予定数量・引渡し場所

- (1) 数量は、別紙Iに記載の内容とする。ただし、全体の数量は変わらないが、場所ごとの数量が変動する可能性があるため、買受人は市と調整し、柔軟に対応すること。なお、場所ごとの数量変動による契約金額の変更は行わない。

8 引渡しの方法

甲および乙は、対象物品を引き渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な梱包材、車両等を手配する。

9 処分方法

乙は、次の条件を満たす方法で処分を実施すること。

- (1) 小型家電リサイクル法を遵守し、乙が関係省庁に提出した再資源化事業計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施できるよう準備すること。または、資源有効利用促進法に基づく製造事業者等として、廃棄物処理法の広域認定制度に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施できるよう準備すること。
- (2) 端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) データ消去にあたっては、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改訂）」で推奨されている方法で行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。なお、HDD用のデータ消去方法（磁気消去、ハンマーやドリルでの破壊等）ではデータが残存する可能性があるため、本件に係るデータ消去方法として認めない。また、故障等により上書き消去方式等によるデータ消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（2mmを目安に粉碎処理をすること）を行うこと。なお、破壊による消去方法を実施した場合は、破壊装置及び破壊後の写真データ（1台分）を提出すること。
- (4) データ消去の品質確保のため、データ消去については次のいずれかの条件を満たすこと。
- ① ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を受けていること。これを証明する書類（認定証の写し等）を提出すること。
 - ② NIST SP 800-88 Rev.1 に準拠した消去方式を採用し、第三者機関による消去証明書を発行できる体制を有すること。これを証明する書類（ISO 認証書、使用ソフトウェアの認証情報等）を提出すること。

- (5) データ消去完了後は、端末ごとの個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末ごとにデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、市の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) 端末を再使用する場合は、甲が所有していたことを示すシール等はすべて削除し、削除前後の状態が確認できる写真データ（1台分）を提出すること。

10 業務完了の確認

乙がデータ消去完了証明書を提出することにより、各端末のデータ消去作業が完了したことを確認し、引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11 協議事項

甲との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議し、その指示に従うこと。

12 留意事項

(1) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ① 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱うため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分にいき、引き渡した端末に含まれる個人情報保護の保護に努めること。
- ② 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は、甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ③ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を書面をもって通知すること。
- ④ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。

13 問合せ先

土岐市教育委員会 教育総務課

担当：鈴木

TEL:0572-54-1111（内線367）

(別紙1) 数量・場所

場所	所在地	予定数量
土岐津小学校	土岐市土岐津町土岐口2000-1	620
下石小学校	土岐市下石町1100-1	305
妻木小学校	土岐市妻木町1291-1	248
濃南小学校	土岐市鶴里町細野138	77
駄知小学校	土岐市駄知町1858-1	240
肥田小学校	土岐市肥田町肥田2269-1	299
泉小学校	土岐市泉中窯町1-5	570
泉西小学校	土岐市泉町久尻1413-2	251
土岐津中学校	土岐市土岐津町土岐口2046-1	322
西陵中学校	土岐市妻木町1513-1	332
濃南中学校	土岐市鶴里町細野139-2	45
駄知中学校	土岐市駄知町1145-6	151
肥田中学校	土岐市肥田町肥田2285-1	162
泉中学校	土岐市泉町大富1635-1	478
	合計	4,100

※予定数量は、今後変更の可能性があるので回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。